

## 意見陳述書

原告 末田一秀

私は、大阪府庁で環境行政を担当していた元地方公務員です。中学生の時に石牟礼道子さんが書いた「苦海浄土」という本を読み、水俣病の患者さんの世界に触れたことが公害・環境問題に関心を持ったきっかけでした。志した職業に就き、定年まで働くことが出来たのは幸せなことだと感じています。その公務員時代から自分の時間を反原発の市民運動に充ててきました。発電するためのお湯を沸かすという単純な作業のために処理処分することが出来ない放射性廃棄物を生み出し続けているのは、究極の環境問題だと思ったからです。

私は、かつてNHKで放映された石川県能登地方での原発立地をめぐるドキュメンタリー番組で関電の立地部職員が述べた言葉が忘れられません。「われわれは土地を買いに行くんじゃない。人のところを買いに行くんや」「土地とかそういうものは後からついて回ってくるもんやから、まずは人のところを買う」人の心までお金の力で縛り上げ、原発推進に協力させる。そのような原発地元工作で、どれだけの人が不幸な目に合ってきたでしょうか。

本件で問題となっている金品受領問題を聞いたときに、今述べたような原発の地元対策に使われたお金、しかも表に出ていない不明朗なお金が関電幹部に還流したものだと思いました。実際に、別の株主代表訴訟で私たちが訴えているように、関西電力が土砂処分や土地の賃借、倉庫の賃借で高値発注を行い、地元関係者に不当なお金を渡していたことが明らかになっています。しかも、そのお金の原資は、関西電力の電気を使った私たちの電気代から捻出されています。そのような無駄なお金の支出を止め、本来は電気代を下げればいいのです。

私たちは金品受領問題の真相を明らかにし、関係した関電幹部に責任を取ってもらえれば、不明朗なお金の支出は今後少なくなると考えました。特別背任などの疑いがあると刑事告発を市民3371人の連名で行いました。また、関電第三者委員会が明らかにした役員報酬等の闇補填問題でも2193人の市民が刑事告発を行いました。大阪地検の不起訴処分に対し、一度は検察審査会で「起訴相当」「不起訴不当」と検察の捜査の在り方を批判する議決がされましたが、最終的に強制起訴には至りませんでした。刑事事件として追及することで真相を明らかにすることが出来なかったので、私たちは、本件裁判に大いに期待しているのだということを裁判長にはご理解いただきたいと思います。

さて本件金品受領が明らかになって社内調査委員会の報告書を公表した際の2019年10月2日の記者会見で被告八木さん、当時の会長はこんな発言をしています。「誰一人ももらいたいと思ってもらってわけではなく、残念ながらそういう、相手を怒らせてはいけないという関係悪化を恐れ、むしろ原子力事業が立ちゆかなくなるということを心配して、いったん受領したということで、ただしそのことによって特に森山氏に便宜を図るとか、排他的な行為もしてないということで、そういう整理ができてます。」報告を受けてますなら分かりますが、整理が出来てますって、どういうことですか。口裏を合わせるようになってますと、つい口を滑らせたのだと思います。

実際、元大阪高検検事長だった弁護士佐々木茂夫さん、後に関電監査役に就任し私たちは別の裁判で訴えています。関電が刑事事件にならないように検察対応を相談に行った際の議事録が私たちの代理人弁護士の事務所に関電からの内部告発で届きました。そこには、「高浜町元助役が特殊な人物だったと強調しろ」とか「金品はもらったのではなく、預かっていたことにしろ」とアドバイスを受けたことが書かれています。被告たちは、本裁判においてもそのように主張し、原告関電もその主張を容認しています。

しかし、借用書などを書くこともなく受け取り、金沢国税局の査察が入ってから慌てて返し出したのに、預かっていたという抗弁はあまりにも無理筋だと思います。佐々木元大阪高検検事長が描いたシナリオどおりに預かっていたことにするのかどうか、本件裁判の最大の焦点だと認識しています。裁判長におかれましては、証拠やこれから行われる人証調べを踏まえてしっかりと事実認定を行ってくださいますようお願いいたします。

最後に、私たち市民の司法に対する信頼が揺らいでいるということを述べさせていただきます。東京電力福島原発事故で甚大な被害を受けた被災者の方々が損害賠償請求訴訟を行っています。2022年6月に出された最高裁判決で事故に対する国の責任が否定されて以降、地裁、高裁での国の責任を否定する判決が19件続いています。しかし、その最高裁判決は、法律審であるべき最高裁が下級審の事実認定を覆した説得力のないものでした。さらに、それを書いた裁判長は、その直後に東電株主代表訴訟で東電代理人を務める大手法律事務所の顧問に就任しています。もう一人の裁判官も電力会社の仕事を多く引き受けている大手法律事務所とつながりが深いと後藤秀典さんというジャーナリストが指摘しています。政治家、官僚、学者にマスコミなどで形成されている原子力村の一員に裁判所もなっているのではないかという市民は疑っています。

す。1 審で差止判決を勝ち取った東海第 2 原発の訴訟が東京高裁に上がったところ、裁判長が法務省で 14 年間も原発訴訟の国の指揮を行ってきた人物であることが判明したこともありました。プロレスの相手側が覆面マスクを脱いで今からレフリーをやりますと言っているようなもので、信頼できるはずはありません。さすがに裁判体が交代したそうです。思えば日本で最初の原発裁判である伊方訴訟の 1978 年の松山地裁判決でも、国の安全審査の正当性を説明できずに証言台で突っ伏した国側証人の尋問を見ていた裁判長が判決直前で交代したことが、判決に影響を及ぼしたのではないかと伝え聞いています。

念のために申し添えますが、今回の裁判体の変更にそのようなおかしい意図があると言っているわけではありません。裁判官もサラリーマンだと理解していますので、異動があっても当然だと思います。しかし、李下に冠を正さずという言葉もあります。あらぬ疑いを受けないよう、誰が見ても納得できる訴訟指揮を行っていただけますよう、僭越ながらお願いしたいと思います。

今、視点を転じると、国際法に明確に違反する戦争が行われ、政権はそれに異を唱えていません。これ以上、法の秩序が損なわれたら、法への信頼が損なわれたら一体社会はどうなってしまうのでしょうか。

松阿彌裁判長には本件裁判において、真実を見抜き、法律に従って公正な判断をしていただきたいのです。そうすることが、単に本件裁判の結果にとどまらず、法や司法に対する市民の信頼の揺らぎを回復することにつながるのだと思います。よろしく申し上げます。